

国民年金コーナー

付加保険料を納付しませんか？

老後に、より多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者などの第一号被保険者の場合は、保険料と給付(老齢基礎年金)が定額になっています。

将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第一号被保険者の方のためには、付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金、農業者が加入できる農業者年金の制度があります。これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第一号被保険者または任意加入被保険者の方です。保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方

は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっています。

付加年金額の計算は、年金額＝200円×付加保険料納付月数(65歳から老齢基礎年金を受給する場合)となります。

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受け取るとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前または後に受給する場合には、付加年金額の老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。詳しくは、最寄の社会保険事務所にお問い合わせください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
☎024-932-3480
町民生活課
☎72-6933

10月は不正軽油撲滅強化月間です！

福島県では、軽油の販売・消費に関する民間団体と関連行政機関とで「福島県不正軽油対策会議」を設立し、不正軽油の撲滅に向けた取り組みを行っています。

不正軽油とは？

軽油に課せられる軽油取引税の脱税を目的に、揮発油税や軽油取引税が課せられていない重油や灯油などを混和したり、それらを軽油と混ぜ合わせたりして製造した燃料で、正常な軽油と偽って販売されたり、自動車の燃料などに使用されたりします。

不正軽油に関する罰則について

1) 数年で不正軽油問題へ厳正に対処するため、地方税法(軽油取引税)における罰則が強化され、不正軽油にかかわる人は全て罰せられるようになります。

■皆さんの情報提供を！

不正軽油を撲滅していくためには、皆さんからの情報提供は

重要であり、欠かせません。次ような不正軽油の製造や販売が疑われる情報がありましたらご連絡ください。

- 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。
- 極端な安値で軽油を販売している。
- 怪しい業者の燃料売込などがある。
- 不審な施設場所にタンクローリーが出入している。
- ドラム缶が大量に放置されている。

◆問い合わせ

福島県税務課
☎024-521-7205
FAX
024-521-7905
メール
zeimu@pref.fukushima.jp
福島県中地方振興局県税部
☎024-935-1260
FAX
024-935-1269
メール
kenchu.chihoushinko@pref.fukushima.jp

有料広告募集集中!!

広報おのまち・小野町ホームページに広告を掲載しませんか。

「広報おのまち」と「小野町ホームページ」に掲載する有料広告を募集しています。

詳細はホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 企画商工課 ☎72-6939

◎広報おのまち

サイズ	広告掲載料(1回)
1号広告 縦45ミリ・横178ミリ	10,000円
2号広告 縦45ミリ・横88ミリ	5,000円

◎小野町ホームページ バナー広告

サイズ	広告掲載料(1か月)
縦60ピクセル・横150ピクセル (容量5キロバイト以内 GIF形式)	10,000円